

# 記入例

## 【一般用】全体についての防火管理に係る消防計画

別記様式第1号の2の2の2 (第4条、第51条の11の2関係)		<p>①届出日を記入</p> <p>②「川崎市消防長」と記入</p> <p>③「防火」「防災」のうち、該当するものの□印にレ点を付ける。</p> <p>④統括防火防災管理者の現住所、氏名を記入</p> <p>⑤事業所の管理について権原を有する者の氏名を記入</p> <p>※個人の場合は氏名 法人の場合は名称、役職及び代表者氏名</p> <p>⑥防火対象物(又は建築物その他の工作物)の所在地を記入</p> <p>⑦防火対象物(又は建築物その他の工作物)の名称を記入</p> <p>⑧別紙を参照し、防火対象物(又は建築物その他の工作物)の用途を記入</p> <p>⑨別紙を参照し、前⑧に該当する消防法施行令別表第一の項及びイ、ロ等の区分を記入</p> <p>⑩特記事項がある場合は記入(変更届出の場合は、主な変更事由を記入)</p> <p style="text-align: center;">(例) 全体についての消防計画の内容変更</p>
全体についての消防計画作成(変更)届出書 ①		
○○年○○月○○日		
<p>② 川崎市消防長 殿</p> <p style="text-align: right;">統括 ③ <input checked="" type="checkbox"/>防火 管理者 <input type="checkbox"/>防災</p> <p style="text-align: right;">住 所 ○○市○○区○○町○-○-○</p> <p style="text-align: right;">④ 氏 名 川崎 太郎</p> <p>③ <input checked="" type="checkbox"/>防火 別添のとおり、全体についての <input type="checkbox"/>防災 管理に係る消防計画を作成(変更)したので届け出ます。</p>		
管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	⑤ 株式会社○○ 代表取締役社長 ○○ ○○	
防火対象物 又は 所在地 建築物その他の工作物	⑥ 川崎市○○区○○町○-○-○	
防火対象物 又は 名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	⑦ ●●ビル	
防火対象物 又は 用途 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	⑧ 特定複合	令別表第1 ⑨ (16) 項イ
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	⑩	
受 付 欄*	経 過 欄*	
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。 3 ※印の欄は、記入しないこと。		

【防火対象物の用途】

令別表第1

項 別		防 火 対 象 物 の 用 途 等		
1項	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場		
	ロ	公会堂・集会場		
2項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの		
	ロ	遊技場・ダンスホール		
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（1項イ・4項・5項イ及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令（規則5-1）で定めるもの		
3項	イ	待合・料理店その他これらに類するもの		
	ロ	飲食店		
4項	百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場			
5項	イ	旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの		
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅		
6項	イ	(1)	(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）(i)において同じ。）を有すること。	
			(ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。	
		(2)	(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	
		(3)	病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所	
	ロ	(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
			(2)	救護施設
			(3)	乳児院
			(4)	障害児入所施設
		(5)	障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）	
		(1)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
ハ	(2)	更生施設		
	(3)	助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		
	(4)	児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）		
	(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）		
	ニ	幼稚園又は特別支援学校		
7項	小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・専修学校・各種学校その他これらに類するもの			
8項	図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの			
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの		
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
10項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）			
11項	神社・寺院・教会その他これらに類するもの			
12項	イ	工場又は作業場		
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
13項	イ	自動車車庫又は駐車場		
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
14項	倉庫			
15項	前各号に該当しない事業場			
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの		
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		
16の2項	地下街			
16の3項	建築物の地階（16の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）			
17項	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物			
18項	延長50メートル以上のアーケード			
19項	市町村長の指定する山林			
20項	総務省令で定める船車（規則5-2）			

備考

- ☆ 特定用途防火対象物は、（1）項から（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物をいう。（法17の2の5）
- ☆ （16の3）項は、通称「準地下街」といわれている。

## 全体についての防火管理に係る消防計画

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この全体についての防火管理に係る消防計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、**●●ビル**（以下「当該建物」という。）の管理権原者の協議により、建物全体の統括防火管理業務を行うのに必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この全体についての防火管理に係る消防計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当該建物に勤務し、出入りする全ての者
- (2) 当該建物の防火管理業務を受託している者
- (3) 当該建物及び敷地内の全て

### 第2章 協議会の設置等

(協議会の設置)

第3条 当該建物の防火管理業務を円滑に運営するために、当該建物の事業所の管理権原者を構成員として、統括防火管理協議会（以下「会」という。）を設置するものとする。

(会の構成員)

第4条 会の構成員は別表1のとおりとする。

(会の設置等)

第5条 会の事務局は、当該建物に置くものとし、代表者（以下「会長」という。）及び統括防火管理者の指示のもとで、会の事務を行うものとする。

(会長等の責務)

第6条 会の会長は、別表1のとおりとする。

2 副会長は、別表1のとおりとする。

3 会長は、各事業所の管理権原者と相互に意思の疎通を図るとともに、統括防火管理者に防火上必要な指示、命令をすることができる。

4 会長は、各会構成員の管理権原の及ぶ範囲を把握する。

5 会長は、次の事項を変更した場合、消防署に届出をする。

(1) 会の構成員の管理権原者を変更したとき。

(2) 会長又は統括防火管理者を変更したとき。

(3) 建物全体についての防火管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更

ア 受託者の氏名及び住所

イ 受託方式

ウ 受託者の行う防火管理業務の範囲

エ 受託者の行う防火管理業務の方法

(4) 会の事項において重大な変更をしたとき。

6 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は、その職務を代行する。

(会の事業)

第7条 会は、共同で建物全体の防火管理を行うための基本的事項について協議し、決定するほか、次の事項について審議及び研究するものとする。

(1) 全体についての防火管理に係る消防計画の審議及び承認に関すること。

(2) 統括防火管理者の選任に関すること。

(3) 消防法令等防火管理業務に関する法令の研究に関すること。

(4) 自衛消防の組織の整備及び訓練の実施方法等の研究に関すること。

(5) 廊下等の共用部分の管理方法等の研究に関すること。

(6) 全体についての防火管理に係る消防計画の効果的実施についての審議及び承認に関すること。

(7) 地震、警戒宣言が発令された場合の対応についての研究に関すること。

(8) 全体の訓練及びその結果の見直しに関すること。

(9) その他会の運営に関すること。

開催予定を記載してください。

(会の開催)

第8条 会の開催は、定例会及び臨時会とするものとする。

(1) 定例会は、年 2 回とし 4 月と 10 月とする。

(2) 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。

### 第3章 統括防火管理者等の責務等

(統括防火管理者の選任)

第9条 統括防火管理者は、統括防火管理者選任(解任)届出書によるものとする。

2 会長は、会で協議され承認された統括防火管理者選任(解任)届出書を、会の構成員を代表して所轄消防署に届け出るものとする。

(統括防火管理者の権限と責務)

第10条 統括防火管理者は、この全体についての防火管理に係る消防計画の実行についての全ての権限を持って、次の業務を行うものとする。

(1) 全体についての防火管理に係る消防計画の作成又は変更に関すること。

(2) 各事業所の防火管理者、防火担当責任者(以下「防火管理者等」という。)及び防火管理業務に従事する者に対する指示、命令並びに必要な報告に関すること。

(3) 自衛消防訓練の実施に関すること。

(4) 会の構成員等への防火管理上必要な事項の報告、助言に関すること。

(5) 工事中の安全対策に関すること。

- (6) 火気使用制限及び禁止に関すること。
  - ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
  - イ 火気使用場所及び火気使用禁止場所の指定
  - ウ その他必要な場合における火気使用の制限又は禁止及び危険な場所への立入禁止

(7) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。

2 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等からの報告に基づき調査を行い、必要事項については消防機関への届出又は連絡を行うとともに、火災予防上必要な措置を命ずることができる。

(各事業所の管理権原者の責務)

第11条 各事業所の管理権原者は、会の構成員として、建物全体の安全性を高めるように努めなければならない。

(各事業所の防火管理者の責務)

第12条 防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受けなければならない。

- (1) 防火管理者を選任又は解任したとき。
- (2) 消防計画を作成又は変更したとき。
- (3) 防火対象物の法定点検（防火対象物点検）を実施するとき。
- (4) 消防用設備等の法定点検を実施したとき。
- (5) 用途及び設備を変更したとき。
- (6) 内装改修、改築等の工事を行うとき。
- (7) 大量の可燃物の搬入、搬出及び危険物又は引火性物品を貯蔵・取扱うとき。
- (8) 臨時に火気を使用するとき。
- (9) 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備・器具」という。）又は電気設備の設置、改修等を行うとき。
- (10) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき。
- (11) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、又は改修したとき。
- (12) 防火管理業務の一部を委託するとき。
- (13) その他火災予防上必要な事項

- ア 催物を開催するとき。
- イ 統括防火管理者から指示、命令されたとき。

2 防火管理者は、全体についての防火管理に係る消防計画に基づき、各自の事業所の消防計画を作成し防火管理業務を行わなければならない。

3 防火管理 該当する事業所と該当しない事業所があります。「該当」の場合は、非該当を横線で消します。

(全体についての防火管理業務の一部委託) [ 該当 ・ 非該当 ]

第13条 会長は、委託を受けて建物全体についての防火管理に従事する者（以下「受託者」という。）と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別紙に定める項目に基づき、自己チェックする。

- 2 受託者は、この計画の定めるところにより、会長、統括防火管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- 3 受託者は、受託した建物全体についての防火管理業務について、定期的に統括防火管理者に報告する。

#### 第4章 全体についての防火管理に係る消防計画に基づく訓練等

(点検、検査)

第14条 防火対象物・消防用設備等・特殊消防用設備等の点検及び建物等の検査は、次による。

(1) 防火対象物の法定点検（防火対象物点検）

ア 防火対象物の法定点検（防火対象物点検）は、各事業所の管理権原の及ぶ範囲について各事業所の管理権原者の責任により行う。

イ 点検を実施する場合は、各事業所の管理権原者が、**責任の所在を記載してください。**

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、**会長**の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、点検業者に委託して行う。

(3) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、共用部分については、**会長**、各事業所の占有部分は、各事業所の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、法定点検の合間に行うものとし、実施方法、時期等は各事業所の消防計画による。

(4) 建物・電気設備等の点検・検査等

ア 建物・電気設備等の定期検査等は、**会長**の責任により行う。

イ 建物、電気設備、火気設備器具、避難設備及び防火設備等の自主点検は、共用部分については、**会長**、各事業所の占有部分は、各事業所の責任により行う。

ウ 自主点検を実施する方法、時期等は、各事業所の消防計画に基づき実施する。

(防火管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第15条 統括防火管理者及び各事業所の管理権原者又は防火管理者は、前条で点検した結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて防火管理維持台帳を作成、整備及び保管する。

(不備欠陥箇所の改修)

第16条 消防用設備等の点検及び建物の検査で発見された不備欠陥箇所の改修等は、第14条に規定する管理権原者が行うものとする。

- 2 自主点検・検査及び消防用設備等の法定点検を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、統括防火管理者又は各事業所の防火管理者等は、改修計画を樹立し、改修を行うものとする。

(従業員等の遵守事項)

第17条 従業員等が火気使用設備・器具を使用するときの遵守すべき事項については、各事業所の消防計画に定めること。

(工事中の安全対策)

第18条 会長は、複数の事業所(共用部分も含む。)にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、統括防火管理者及び当該工事を行う防火管理者と協力して、必要に応じ川崎市火災予防条例第59条に規定する「防火対象物の改装工事等の届出」を作成させ届出をす

実施予定月を記載してください。

(自衛消防訓練)

第19条 統括防火管理者は、次により、総合訓練を 4 月、 10 月に実施する。

- 2 統括防火管理者は、訓練を実施する場合は、事前に所轄消防署へ「消防訓練実施計画報告書」を届出するものとする。
- 3 統括防火管理者は、訓練の実施結果について、訓練の内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次の訓練に反映させる。また、訓練を実施した結果は「消防訓練実施結果報告書」により所轄消防署へ届出する。

## 第5章 避難施設の維持管理等

(避難施設等における遵守事項)

第20条 防火管理者、従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 避難口、廊下、階段、避難通路等の避難施設

ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。

イ 床面は、避難に際して、つまづき、すべり等を生じないように維持すること。

ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し、かつ開放できるとともに、開放した戸が廊下等の幅員を避難上有効に確保できること。

(2) 火災が発生したときの延焼防止、又は有効な消防活動を確保するための防火施設

ア 防火戸及び防火シャッターは、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。なお、防火戸の開閉範囲とその他の部分とは色別しておくこと。

イ 防火戸に接近して、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。

- 2 避難施設又は防火施設の機能を妨げるような物品等を発見した者は、直ちに除去しなければならない。なお、容易に除去できない場合は、速やかに防火管理者に報告しなければならない。

(避難経路図の管理)

第21条 防火管理者は、避難経路図を作成し、各事業所の消防計画により掲出するとともに、これを自衛消防組織及び従業員に周知する。

## 第6章 災害等発生時の活動

### (自衛消防の組織の編成)

- 第22条 自衛消防隊は、当該建物全体で組織することとし、各事業所の従業員から選出された本部隊と各事業所が組織する地区隊で編成するものとする。
- 本部隊には、通報連絡、初期消火、避難誘導及び応急救護の各班を設け、それに必要な人員は各事業所が分担するものとする。
  - 地区隊には、通報連絡、初期消火、避難誘導及び応急救護の各担当を設け、各担当の指定は「各事業所の消防計画」に定めるものとする。
  - 自衛消防隊長は、**統括防火管理者**とし、地区隊長は各事業所の管理権原者が定めるものとする。
  - 本部隊の編成と任務は、別表2のとおりとし、その編成は、自衛消防隊長が定めるものとする。
  - 地区隊の編成と任務は、各事業所の消防計画に定めるものとする。

### (自衛消防隊長等の権限)

- 第23条 自衛消防隊長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令、監督等一切の権限を有するものとする。
- 地区隊長は、自衛消防隊長の指揮、命令のもとに地区隊を指揮統括するものとする。
  - 地区隊長は、担当地区に直接影響ないと認めたときは、本部において自衛消防隊長を補佐または災害等発生地区の支援をするものとする。

### (自衛消防隊の装備)

- 第24条 本部隊の自衛消防活動等に必要な装備品等は、各事業所の管理権原者が共同して整備する。
- 本部隊の装備品は次のとおりとする。
    - ヘルメット
    - 携帯ラジオ
    - 懐中電灯（乾電池を含む）
    - 医薬品（包帯、三角巾、消毒薬、胃腸薬等）
    - 携帯用拡声器
    - 警笛
    - 消火器
    - ロープ
    - 情報伝達器具（トランシーバー）
  - 地区隊の装備は、各事業所の消防計画に定めるものとする。
  - 本部隊の装備は、**3階倉庫**に保管、管理するものとする。

保管場所を記載してください。

### (自衛消防活動)

- 第25条 本部隊と地区隊とは、相互に連絡、協力して火災・震災などの災



害に対処するものとする。

- 2 本部隊の活動は、建物内の全ての地区の火災等に対処し、地区隊の担当者と協力して、自衛消防活動を行うものとする。
- 3 地区隊の活動は、火災等の発生した地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮のもとに自衛消防活動を行うものとする。
- 4 火災等の発生した地区以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令を受けた地区隊を除いて全て避難誘導にあたるものとする。
- 5 消防隊が到着したときは、本部隊員が火災の延焼状況、逃げ遅れの有無その他の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行うものとする。
- 6 休日、夜間等に災害が発生した場合には、在館中の自衛消防隊員と従業員全員が協力して自衛消防隊の任務を行うものとする。
- 7 地区隊の活動方法等は、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(震災に備えての予防措置)

第26条 防火管理者は、各事業所の消防計画に基づき、地震による災害を未然に防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(震災時の報告等)

第27条 防火管理者等は、消防計画に基づく安全措置を講じ、被害の状況及び建物、火気使用設備・器具等の点検結果を統括防火管理者に報告するものとする。

- 2 地震発生直後、統括防火管理者は、全体の被害状況を把握し、自衛消防隊へ被害に対する応急措置を行わせる等必要な指示をするものとする。

(震災時の活動)

第28条 震災時の消火活動等は、地区隊がそれぞれの地区を受け持ち、本部隊は被害の最も大きな場所を最優先に活動するほか、次の各号に定める情報収集等に努めるものとする。

(1) 情報収集

ア 本部隊の通報連絡班は、周辺の被災状況を把握し、その情報を地区隊に連絡するとともにその対応措置を指示するものとする。

イ 地区隊の通報連絡担当は、それぞれの地区の被災状況を本部隊に報告するものとする。

(2) 救出救護

応急救護班(担当)は、倒壊建物等の下敷きとなった人の救出救護活動にあたるものとする。

(3) 避難誘導

ア 本部隊の避難誘導班は、一時集合場所に誘導された避難者を地区隊の避難誘導担当と協力し、避難場所に誘導するものとする。

イ 地区隊の避難誘導担当は、それぞれの地区の従業員等を一時集合場所に誘導し、その人員を把握し、本部隊に報告するものとする。

(警戒宣言発令時の対策)

第29条 統括防火管理者は、警戒宣言が発せられた場合には、次の各号に

定めることを実施するものとする。

(1) 警戒本部を設置し、自衛消防隊は別表2に定める任務を実施するものとする。

(2) 各防火管理者に対して、指示、命令又は報告を求めることができる。

(3) 地震予知情報等を会の会長に報告するとともに、各事業所の管理権原者に周知するものとする。

2 情報の伝達は、報道機関等からの正確な情報をもとに自衛消防隊長等が確認の上、在館者に伝達するものとする。

3 休日、夜間等に警戒宣言が発せられた場合には、在館中の自衛消防隊員と従業員全員が協力して自衛消防隊の任務を行うものとする。

4 警戒宣言が発せられた場合の伝達は、混乱を防止するため、避難誘導班の配置完了後に行うものとする。

5 避難誘導担当は、携帯拡声器、ロープ等を携行し、所定の位置につき、混乱防止を主眼に適切な避難誘導を行うものとする。

## 第7章 教育

(防災教育の実施時期)

第30条 防災教育の実施時期、実施責任者、実施対象者及び実施回数は次によるものとする。

実施対象者	実施時期	実施責任者	実施回数
従業員等	各事業所の消防計画による	各事業所の防火管理者	各事業所の消防計画による
防火管理業務に従事する者	春秋の火災予防運動時	統括防火管理者	年2回

(防災教育内容)

第31条 防火管理業務に従事する者に対する防災教育は、次によるものとする。

(1) 全体についての防火管理に係る消防計画の周知徹底

(2) 各事業所の責任範囲とその責務

(3) 自衛消防隊の編成とその任務、活動要領

(4) 防災設備、消防用設備等の機能及び取扱い要領

(5) 震災対策に関する事項

(雑則)

第32条 会において必要な経費は、その都度審議し経費の分担を定める。

施行日を記載してください。

附 則

この協議事項は、令和4年4月1日から施行する。

## 統括防火管理協議会構成員一覧表

役職名	事業所名	職・氏名	連絡先		
会 長					
副 会 長					
実態に応じて作成してください。					
統括防火管理者					
構 成 員					
番号	事業所名	管理権原者 職・氏名	防火管理者 職・氏名	使用階等	連絡先
1			防火管理者選任 (解任)届出による		
2			防火管理者選任 (解任)届出による		
3			防火管理者選任 (解任)届出による		
4			防火管理者選任 (解任)届出による		
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・

※届出にあたっては、会長が統括防火管理協議会の構成員を代表して届け出るものであることから、構成員の同意書等(印鑑)の添付は必要ありません。

## 自衛消防の組織の本部隊編成及び任務等

自衛消防隊長 ( 統括防火管理者 )

※消防計画を提出する際、( )内は、人事異動等で人が入れ替わっても対応できるように、役職名などの記載で問題ありません。

また、同じ役職名の方が複数いる場合は、担当をA、B、C・・・と表記しても問題ありません。

ただし、事業所においては、必ず「誰がどの任務を行うか」役割を明確にしておいてください。

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">通報連絡班</div> <div style="text-align: center; color: red;">( ○ ○ ○ ○ )</div> <div style="text-align: center; color: red;">( ○ ○ ○ ○ )</div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防機関への通報及び通報の確認</li> <li>2 館内への非常放送及び指示命令の伝達</li> <li>3 関係者への連絡</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 アラーム、アラート等による情報を収集する。</li> <li>2 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。</li> <li>3 地区隊が行う情報収集作業への指揮指導</li> </ol>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">初期消火班</div> <div style="text-align: center; color: red;">( ○ ○ ○ ○ )</div> <div style="text-align: center; color: red;">( ○ ○ ○ ○ )</div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区隊が行う消火作業への指揮指導</li> <li>2 消防隊との連携及び補佐</li> </ol>	地区隊が行う作業への指揮指導
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">避難誘導班</div> <div style="text-align: center; color: red;">( ○ ○ ○ ○ )</div> <div style="text-align: center; color: red;">( ○ ○ ○ ○ )</div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区隊が行う避難誘導への指揮指導</li> <li>2 未避難者、要救助者の確認及び通報連絡班への報告</li> <li>3 消防隊との連携及び補佐</li> </ol>	地区隊が行う作業への指揮指導
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">応急救護班</div> <div style="text-align: center; color: red;">( ○ ○ ○ ○ )</div> <div style="text-align: center; color: red;">( ○ ○ ○ ○ )</div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区隊が行う応急救護への指揮指導</li> <li>2 救急隊との連携、情報提供</li> <li>3 負傷者の氏名、負傷程度の記録</li> </ol>	地区隊が行う作業への指揮指導

全体についての防火管理業務の一部委託状況表

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

防火対象物名称		●●ビル		再受託者の有無	
管理権原者氏名(統括防火管理協議会会長名)		〇〇 〇〇		<input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 一部有り	
統括防火管理者氏名		〇〇 〇〇		<input type="checkbox"/> 全部	
受託者の氏名及び住所等					
〔法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地〕				受託者が再委託する場合記入	
氏名(名称)		〇〇〇〇管理株式会社			
住所(所在地)		〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号			
電話番号		TEL〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇			
担当事務所		〇〇営業所			
電話番号		〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号			
〔教育担当者講習修了者氏名〕		TEL〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇 〇〇 〇〇			
〔講習修了証番号〕		自衛消防業務講習 No.〇〇〇〇〇			
〔教育計画〕		〇月と〇月に実施する。			
受託者の行う全体についての防火管理業務の範囲	常駐方式	範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務		<input type="checkbox"/> 同左
			<input checked="" type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理		<input type="checkbox"/> 同左
			<input checked="" type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置		<input type="checkbox"/> 同左
	<input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 避難誘導		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡		
	<input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他( )		
方式	方法	常駐場所	1階防災センター		
		常駐人員	時間内10人・時間外5人		
		委託する防火対象物の範囲	全域		
		委託する時間帯	24時間体制		
		<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務		<input type="checkbox"/> 同左	
<ul style="list-style-type: none"> <li>防火管理業務を第三者に委託する場合に限り添付してください。</li> <li>委託する場合は委託内容に応じた箇所にチェックを入れてください。</li> </ul>					
方式	方法			<input type="checkbox"/> その他( )	
		巡回回数			
		巡回人員			
		委託する防火対象物の区域			
		委託する時間帯			
遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務		<input type="checkbox"/> 同左	
		<input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置		<input type="checkbox"/> 同左	
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡	
		<input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> その他( )	
方式	方法	現場確認要員の待機場所			
		到着所要時間			
		委託する防火対象物の区域			
		委託する時間帯			